

スタートアップとのオープンイノベーション促進支援事業委託業務
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和8年3月6日現在)

【質問番号1】

質問項目	(公募要領・仕様書の別 項目 ページ数等) ●プロポーザル公募要領 1-2 項 第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加者要件 (1) プロポーザル評価会議を開催する日において、「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に搭載されている者であること。
質問内容	●現在弊社は、貴市の岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に搭載されている者ではございませんが、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)は有しています。 貴市の名簿に登載されるのは、最短でも4月であり、プロポーザル評価会議を開催する日においては、搭載されていませんが、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)にて、上記参加要件を満たすことは可能でしょうか。
回答	プロポーザル公募要領のとおりです。 プロポーザル参加申込書、企画提案書を提出は可能ですが、プロポーザル評価会議の開催する日に「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に搭載されていない場合は、失格となりプロポーザル評価会議に参加できません。 また、「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に搭載されなかったことで失格となっても、プロポーザル公募要領P6「(7)プロポーザル参加に当たっての注意事項」「カ 費用負担」に示すとおり、本プロポーザル参加に要した経費等は提案者の負担となりますので、ご理解の上、プロポーザル参加手続きを行ってください。